

愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金金融機関提案型運用要領

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第 9 第 1 項第 1 号ソ（金融機関提案型）に該当する場合は、同要綱に定めるもののほか、下記により運用するものとする。

記

（資金名称等）

第 1 資金名称、取扱金融機関、融資対象並びに融資条件のうち資金使途及び信用保証については、別表のとおりとする。

（融資条件）

第 2 融資条件については次のとおりとする。

(1) 一般タイプ

ア 金額

金融機関所定とする。ただし、2 億 8 千万円以内とする。

イ 期間及び利率

金融機関所定（固定）とする。ただし、保証付き融資については、期間の区分に応じて次のとおりとする。

期 間	利 率
5 年以内	年 1.1 パーセント以内
7 年以内	年 1.2 パーセント以内
10 年以内	年 1.3 パーセント以内

ウ 貸付方法

証書貸付

エ 返済方法

据置 1 年以内の分割返済

「分割返済」は 1 か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の 2 倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取り扱うことができる。

なお、この場合も規定利率を超えないこと。

オ 担保

原則として要しない。ただし、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

カ 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(2) 併用タイプ

ア 金額

金融機関所定とする。ただし、3 億 2 千万円以内とする。（協会の保証限度額は 2 億円以内とする。）

イ 期間及び利率

金融機関所定（固定）とする。ただし、保証付き融資については、期間の区分に応じて次のとおりとする。

期 間	利 率
5年以内	年1.1パーセント以内
7年以内	年1.2パーセント以内
10年以内	年1.3パーセント以内

ウ 貸付方法

証書貸付

エ 返済方法

据置1年以内の分割返済

「分割返済」は1か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の2倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取り扱うことができる。

なお、この場合も規定利率を超えないこと。

オ 担保

原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

カ 保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

キ 併用条件

(ア) 協会の保証付き融資（以下、「本件保証付き融資」という。）金額の60%以上の金額で、期間及び利率等その他の融資条件について、本件保証付き融資と同条件の保証無し融資（以下、「本件保証無し融資」という。）を同時に行う。

(イ) 事業承継時においても、本件保証付き融資と本件保証無し融資は同条件とし、原則、旧代表者と新代表者を二重に徴求しないものとする。

(ウ) 返済金は、本件保証付き融資及び本件保証無し融資を同等に取扱う。

(エ) 担保を徴求する場合は、本件保証付き融資と本件保証無し融資を同順位とする。

(残高方式)

第3 この制度による資金別融資残高の上限は、一般タイプは2億8千万円、併用タイプは3億2千万円とする。

(申込みの受付機関)

第4 申込みの受付機関は、別表の取扱金融機関の県内店舗とする。

(申込み書類)

第5 保証付き融資については、申込みには、次の書類を要する。

(1) 信用保証委託申込書（協会所定）

(2) 一般タイプに該当する場合には、確認書（様式第1）、併用タイプに該当する場合には、確認書（様式第1）及び説明書（様式第2）

2 前項第1号に規定する信用保証委託申込書の「保証制度」欄には、「金融機関提案型」及び略称を記入するものとする。

(報告)

第6 取扱金融機関は、融資を行った場合、様式第3により、中小企業金融課に報告を行うものとする。ただし、保証付き融資は除く。

(略称)

第7 略称は別表のとおり定めることとし、関係機関はこの金融機関提案型に係る書類にはこの種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 3 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 3 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 18 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。